

大井川非出資漁業協同組合内共第 17 号第 5 種共同漁業権行使規則

(目的)

第 1 条 この規則は、大井川非出資漁業協同組合（以下「組合」という。）及び新大井川非出資漁業協同組合が共有する内共第 17 号第 5 種共同漁業権（以下「内共第 17 号」という。）の管理及び行使に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(漁業を営む権利を有する者の資格)

第 2 条 内共第 17 号の内容たる次の表のア欄に掲げる漁業でイ欄に掲げる漁業の方法により漁業を営む権利を有する者の資格は、それぞれウ欄に掲げるとおりとする。

ア 漁業の名称	イ 漁業の方法	ウ 資格
あゆ漁業	友釣	組合の組合員であること。
	ドブ釣（石川釣）	
	流し毛針釣	
	コロガン釣（ゴロ引）	
	餌釣	
	追だも	
	投網	
やな		
うなぎ漁業	置針	
	竿釣	
	穴釣	
	うげ	
あまご漁業	フライ釣	
	和式毛針釣（テンカラ）	
	ルアー釣	
	餌釣	

(経営の委任の禁止等)

第 3 条 前条に規定する者が当該資格に係る漁業を営む場合は、経営の委任又は営業の賃貸をしてはならない。

(漁業の方法、規模等)

第 4 条 次の表のア欄に掲げる漁業は、それぞれイ欄の漁業の方法により、ウ欄の規模等の範囲において、エ欄の区域及びオ欄の期間中でなければ営んではならない。ただし、組合は、水産動植物の繁殖保護その他漁業調整上必要と認める場合は、漁業の方法、規模等、区域又は期間を制限することができる。

ア 漁業の 名称	イ 漁業の 方法	ウ 規模等	エ 区域	オ 期間
あゆ漁業	友釣	針はイカリ 針 1 段 4 本 以内又はチ ラシ針は 2 本以内。擬似 おとりは禁 止とする。	大井川及びその支 流（伊久美川、笹間 川及び中部電力株 式会社塩郷えん堤 から上流の大井川 及びその支流を除 く。）	6 月 1 日 から 12 月 31 日まで
			伊久美川	6 月 10 日 から 12 月 31 日まで
	ドブ釣（石川 釣）	針は 2 本以 内。コマセ釣 は禁止とす る。	笹間川	6 月 10 日 から 12 月 31 日まで
	流し毛針釣	針は 5 本以 内。リールは 禁止とする。	中部電力株式会社 塩郷えん堤から上 流の大井川及びそ の支流	6 月 15 日 から 12 月 31 日まで
	コロガシ（ゴ ロ引）	針は 15 本以 内	島田市川根町葛籠 地先大沢合流点付 近に設置する標識 から大井川鐵道笹 間渡鉄橋上流端ま での大井川	9 月 1 日 から 12 月 31 日まで
			東海道本線大井川 橋下流端から太平 橋上流端までの大 井川	6 月 1 日 から 12 月 31 日まで
	餌釣	針は 2 本以 内。コマセ釣 は禁止とす る。	1 島田市川根町葛 籠地先大沢合流 点付近に設置す る標識から大井 川鐵道笹間渡鉄 橋上流端までの	6 月 1 日 から 12 月 31 日まで

			<p>大井川</p> <p>2 島田市身成字ウ ラヤマ地先標識 から中鵜網神社 前付近に設置す る標識までの大 井川</p> <p>3 国土交通省神座 水位測定標から 神尾傘岩上流端 標識までの大井 川</p> <p>4 相賀橋左岸下流 端前付近に設置 する標識から新 大井川橋上流端 までの大井川</p> <p>5 東海道本線大井 川橋下流端から 太平橋上流端ま での大井川</p>	
	追だも	網は縦 40 センチメートル、横 30 センチメートル以下。組合で 30 統以内とし、1 人 1 統とする。	大井川及びその支流(笹間川石上橋下流端から日向橋上流端まで及び伊久美川細島橋下流端から長島橋上流端までを除く。)	9 月 15 日 から 12 月 31 日まで
	投網	網は全長 3.5 メートル以下。組合で 30 統以内とし、1 人 1 統とする。	大井川及びその支流(笹間川石上橋下流端から日向橋上流端まで及び伊久美川細島橋下流端から長島橋上流端までを除く。)	9 月 15 日 から 12 月 31 日まで

	やな	全長 50 メートル以下。組合で 2 続以内とする。	大井川	9 月 1 日から 11 月 30 日まで
うなぎ漁業	置針	針は 1 本。10 仕掛以内	大井川及びその支流	4 月 1 日から 9 月 30 日まで
	竿釣	針は 1 本。竿は 3 本以内		
	穴釣	針は 1 本		
	うげ	漁具は 1 人 5 本以内		
あまご漁業	フライ釣	針は 1 本	大井川及びその支流	3 月 1 日から 9 月 30 日まで
	和式毛針釣 (テンカラ)	針は 1 本		
	ルアー釣	針は 2 か所以内		
	餌釣	針は 1 本		

2 前項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる河川で、それぞれイ欄に掲げる区域においてはウ欄の期間、漁業を行ってはならない。

ア 河川名	イ 区域	ウ 期間
大井川	1 中部電力株式会社奥泉ダムの下流端から下流へ 200 メートルの区域 2 国土交通省長島ダムの下流端から市代橋下流端までの区域及び同ダムの上流端から上流 500 メートルまでの区域 3 国土交通省長島ダム閑蔵水位観測所から上流へ 5 メートルの区域及び下流へ 5 メートルの区域 4 国土交通省長島ダム関の沢水位観測所から上流へ 5 メートルの区域及び下流へ 5 メートルの区域 5 中部電力株式会社大井川ダムの上流端から上流へ 200 メートルの区域及び下流端から下流へ 200 メートルの区域 6 中部電力株式会社塩郷えん堤の上流端から上流へ 100 メートルの区域及び下流端から下流	周年

	<p>へ100メートルの区域</p> <p>7 島田市伊太字笹ヶ久保 1519-18 地先の赤松放水口下流端から（仮称）赤松リバティ橋までの区域</p>	
	谷口橋下流端から河口までの区域	10月11日から12月31日まで
	東海道新幹線大井川橋下流端から河口までの区域	1月1日から5月31日まで
寸又川	<p>1 中部電力株式会社千頭ダムの上流端から上流へ200メートルの区域及び下流端から下流へ200メートルの区域</p> <p>2 中部電力株式会社大間ダムの上流端から上流へ100メートルの区域及び下流端から下流へ100メートルの区域</p> <p>3 中部電力株式会社寸又川ダムの上流端から上流へ100メートルの区域及び下流端から下流へ100メートルの区域</p>	周年
大間川	中部電力株式会社大間川えん堤の上流端から上流へ100メートルの区域及び下流端から下流へ100メートルの区域	周年
栗代川	中部電力株式会社栗代川えん堤の上流端から上流へ100メートルの区域及び下流端から下流へ100メートルの区域	周年
榛原川	中部電力株式会社榛原川えん堤の上流端から上流へ100メートルの区域及び下流端から下流へ100メートルの区域	周年
笹間川	中部電力株式会社笹間川ダムの上流端から上流へ100メートルの区域及び下流端から下流へ100メートルの区域	周年
伊久美川	中部電力株式会社川口発電所専用道路橋から大井川への合流点までの区域	周年

3 漁業の時間は、日の出から日没までとする。ただし、うなぎ漁業は、日没後も行うことができる。

4 組合が第1項ただし書の規定による制限をしようとする場合は、漁業の方

法、規模等及び期間を指定して、その 10 日前までに公示しなければならない。

5 前項の規定による公示は、組合の掲示場又はホームページにおいて行うものとする。

(行使の内容となるべき事項の決定)

第 5 条 組合は、第 2 条に規定する漁業ごとに、当該漁業を行う者、その者に係る行使区域、行使期間その他の行使の内容たるべき事項を定めなければならない。

(全長制限)

第 6 条 次の表の左欄に掲げる魚種については、同表右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
あゆ	10 センチメートル
うなぎ	30 センチメートル
あまご	12 センチメートル

(漁業権管理費の負担)

第 7 条 内共第 17 号の内容となっている漁業を営む組合員は、内共第 17 号の維持管理に要する経費に充てるため、必要に応じて、行使料を組合に納付しなければならない。

2 前項の行使料の額は、次の表のとおりとする。

漁業の名称	漁業の方法	単位	行使料の額
あゆ漁業	餌釣	1 年	4,000 円
		1 日	1,000 円
	追だも	1 年	1 統 6,000 円
	投網	1 年	1 統 25,000 円
	やな	1 年	1 統 300,000 円
うなぎ漁業	うげ	1 年	1 本 1,000 円

3 行使料の徴収時期及び徴収方法は、総会又は総代会で定める。

(違反者に対する措置)

第 8 条 内共第 17 号の内容となっている漁業を営む組合員が漁業に関する法令及びこれに基づく行政庁の処分又はこの規則の規定に違反したときは、組合は、当該組合員に対して、当該漁業を停止させることができる。

2 内共第 17 号の内容となっている漁業を営む組合員がこの規則に違反したときは、組合は、当該組合員に対して、過怠金を課することができる。

(委任)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、令和6年1月1日から施行する。
- 2 大井川非出資漁業協同組合平成26年内共第17号第5種共同漁業権行使規則は、廃止する。